議　　題

税務関係部課長会議

１　入札参加資格への個人住民税の特別徴収要件化について　（豊橋市提出）

【要旨】

豊橋市は東三河８市町村と一体となり特徴を推進しており、未実施事業所には、個別に協力要請をしています。また、本市では特別徴収の強化、推進に有効であることから、平成 30 年度より一定規模の工事の入札の際に行う総合評価の項目に個人住民税の特別徴収義務者を追加するよう準備を進めています。

入札参加資格への個人住民税の特別徴収義務者の要件化について、各市の現状及び今後の方向性などをご教示願います。

２　特別徴収義務者の滞納対策について　（豊川市提出）

【要旨】

現在、愛知県内でも多くの市町村が給与所得者の特別徴収の徹底を行っており、特徴率が上昇している。特徴率の上昇に伴い、本市でも特別徴収義務者の滞納者数は 27 年度と比較して 28 年度は倍増した。これまでの特別徴収義務者への滞納対策とは違う対応が必要であり、本市では下記の 3 つの事例への対応を早急に検討したい。よって下記事例の対応方法をお伺いしたい。

(1) 税額通知を見ていない特別徴収義務者への対策

(2) 異動届を提出しない特別徴収義務者への対策

(3) 滞納処分を行う際の特別徴収義務者の選定

３　テント倉庫に対する評価について　（津島市提出）

【要旨】

平成 30 年度の評価替えに向け、総務省から告示された「固定資産評価基準」に新たに建物の膜材が追加されました。これはいわゆるテント倉庫にみられる材質であり、多くの市で評価していないテント倉庫について、「建物」として評価を行うための追加と考えられます。

本市では、テント倉庫については、建築確認が不要な構築物であり、償却資産として申告されるケースがあることからも新築のテント倉庫の把握方法が現地調査しかないと考えています。

ついては、既存のテント倉庫について、償却資産として申告されていない未評価のものについて、各市どのような対応をされているかご教示ください。

また、新築のテント倉庫の把握方法も併せてご教示願います。

４　建築確認申請に係る情報が入手できなくなったことについて（固定資産税）（清須市提出）

【要旨】

愛知県指定確認検査機関指定基準などの改正で、平成 29 年度から建築確認の報告が該当市町村にされなくなった。

本市税務課は平成 28 年度まで、本市建築確認部局から建築確認申請の所在地、用途の情報を得ていた。この情報を基に調査を行い①新築未登記家屋の課税漏れ防止、②家屋滅失漏れ防止、③住宅建替え中の土地に係る特例漏れ防止、さらには④翌年度の歳入予算積算（見込新築家屋等）にも活用しており重要な情報源であった。この情報が入手できなくなった今、本市はそれに代わる方法として県建設事務所で建築計画概要書を閲覧し、それを書き写す方法を行っているが、時間と労力を費やしている。

(1)そこで他自治体で、上記①から④について、現状どのような方法で実施しているかご教示願いたい。

(2)また、本市としては、引き続き建築確認申請に係る情報を得たいが、建築確認申請に係る情報入手ができなくなったことについて、各市どのようなお考えかも併せてご教示願いたい。

５　特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知について

（清須市提出）

【要旨】

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子的「正本」通知が平成 28 年度から可能となりましたが、その電子的「正本」通知への対応予定時期については、市町村によりばらつきがあるようです。（参照　平成 29 年度地方税の電子化に係る全国説明会資料　マイナンバー・個人住民税の電子化について P35）

なかでも、平成 31 年度以降に対応を予定している市町村も少なくないため、各市において、具体的な実施時期を決められていれば教示いただきたい。